

第3回戸田市自治基本条例推進委員会

次 第

日 時：令和2年6月22日（月）

午後7時～

場 所：市役所5階 大会議室A B

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 令和2年度自治基本条例推進委員会等の開催予定について

(2) 令和2年度実施事業について（案）

(3) 市長諮問内容（中間答申）について

(4) 令和2年度自治基本条例フォーラム（仮称）について

(5) その他

4 事務連絡

5 閉 会

【別添資料】 人事異動に伴う事務局担当職員の変更について

◆戸田市自治基本条例推進委員会事務局
 (市民生活部 協働推進課 協働推進担当)

発 令 後				発 令 前					
市民生活部長		さくらい 櫻井	さとし 聡	市民生活部長		あべ 部	たかよし 孝良		
次 長		ご 後	とう 藤	ひで 英	あき 明				
課 長		えん 遠	どう 藤	やす 康	お 雄				
主 幹	まち 町	だ 田	しゅう 修	いち 一	主 幹	いし 石	はら 原	りょう 亮	
副 主 幹		あき 秋	もと 元	り え こ 理 恵 子					
主 任		みず 水	まき 巻	けん 謙	いち 一	ろう 朗			
主 事	お 小	の 野	たか 貴	し 士	主 任	もと 元	や 谷	ゆう 祐	き 喜
主 事		おぎ 荻	わら 原	こ 小	もも 桃				

1 令和2年度自治基本条例推進委員会等の開催予定について

日時	委員会開催スケジュール（案）・実施事項等
令和2年 6月22日（月）	第3回 戸田市自治基本条例推進委員会 (1) 令和2年度自治基本条例推進委員会の開催予定について (2) 令和2年度実施事業について（案） (3) 市長諮問内容（中間答申）について (4) 令和2年度自治基本条例フォーラム（仮称）について
8月（予定）	第4回 戸田市自治基本条例推進委員会 (1) 市長諮問内容（中間答申）について (2) 令和2年度自治基本条例フォーラム（仮称）について
10月（予定）	第5回 戸田市自治基本条例推進委員会 (1) 市長諮問内容（中間答申）について (2) 令和2年度自治基本条例フォーラム（仮称）について
11月上旬（予定）	第6回 戸田市自治基本条例推進委員会 (1) 市長諮問内容（中間答申）について (2) 令和2年度自治基本条例フォーラム（仮称）について
11月18日（水）	戸田市自治基本条例推進委員会から市長へ答申
12月（予定）	第7回 戸田市自治基本条例推進委員会 (1) 市長諮問内容（中間答申）の結果報告について (2) 令和2年度自治基本条例フォーラム（仮称）について
令和3年 2月（予定）	第8回 戸田市自治基本条例推進委員会 (1) 令和2年度自治基本条例フォーラム（仮称）の結果報告について (2) 今後のスケジュールについて
1月16日（土）	戸田市自治基本条例フォーラム（仮称）

2 令和2年度実施事業について（案）

- (1) 自治基本条例推進委員会の開催（6回）
- (2) 市内小学校6年生への自治基本条例啓発マンガパンフレットの配布（7～9月）
（小学校の要望に応じ授業で説明を行う。）
- (3) 自治基本条例啓発品（名入れ）の配布
- (4) 自治基本条例フォーラム（仮称）の開催
・フォーラムの名称、実施手法について審議
- (5) その他

3 市長諮問内容（中間答申）について

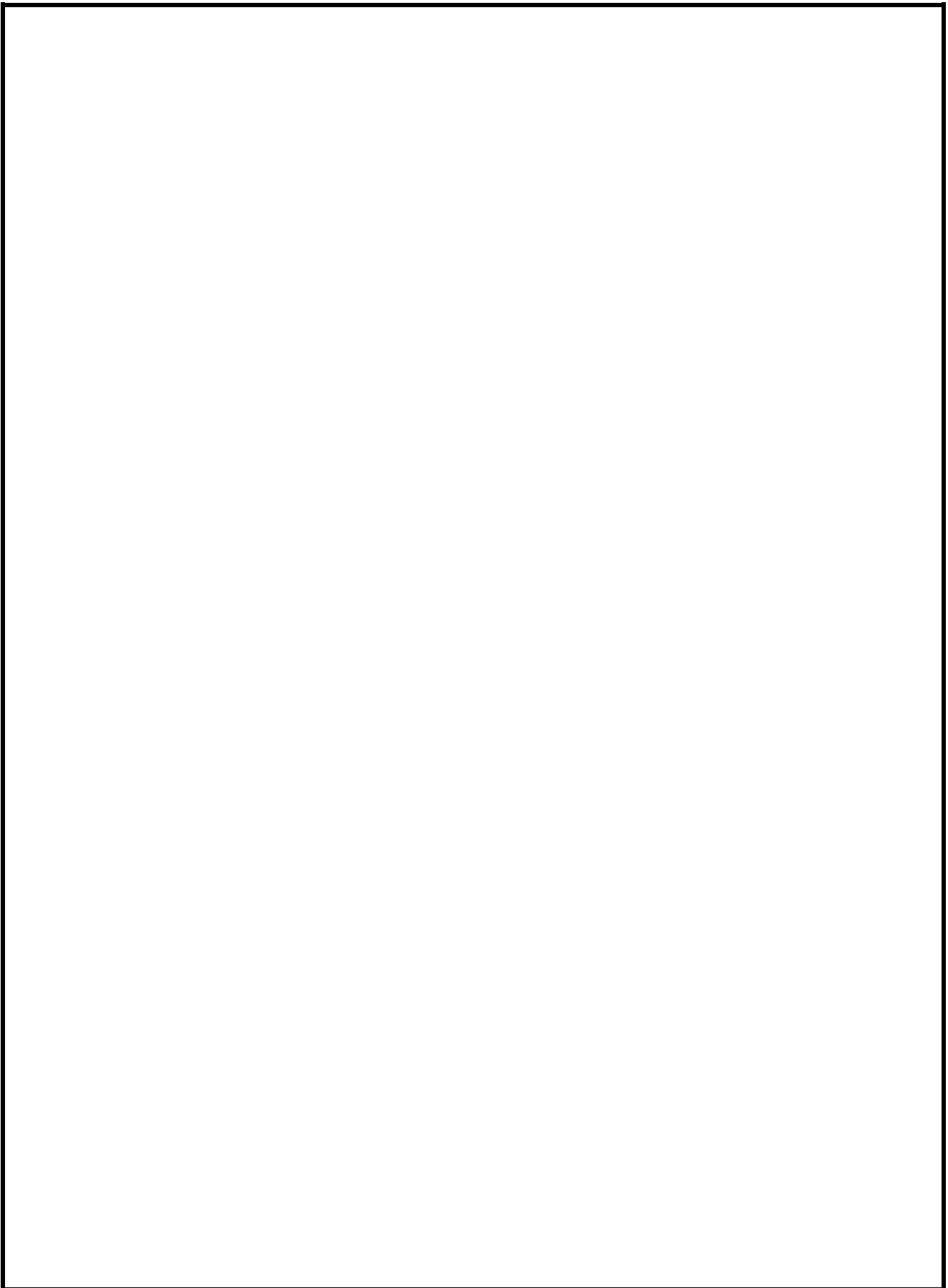
※資料1「市長諮問内容について 第2回推進委員会（R2.2.18）審議内容」参照

11月	<p>第6回 戸田市自治基本条例推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フォーラムの内容、進行等について審議
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各団体等への案内 ○ 無作為抽出の市民に対するアンケート <p>第7回 戸田市自治基本条例推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フォーラム当日の役割分担等について最終確認 ○ 広報戸田市12月号への市民大学募集記事掲載（予定）
令和3年1月16日（土）	自治基本条例フォーラム
2月	<p>第8回 戸田市自治基本条例推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フォーラムの振り返り

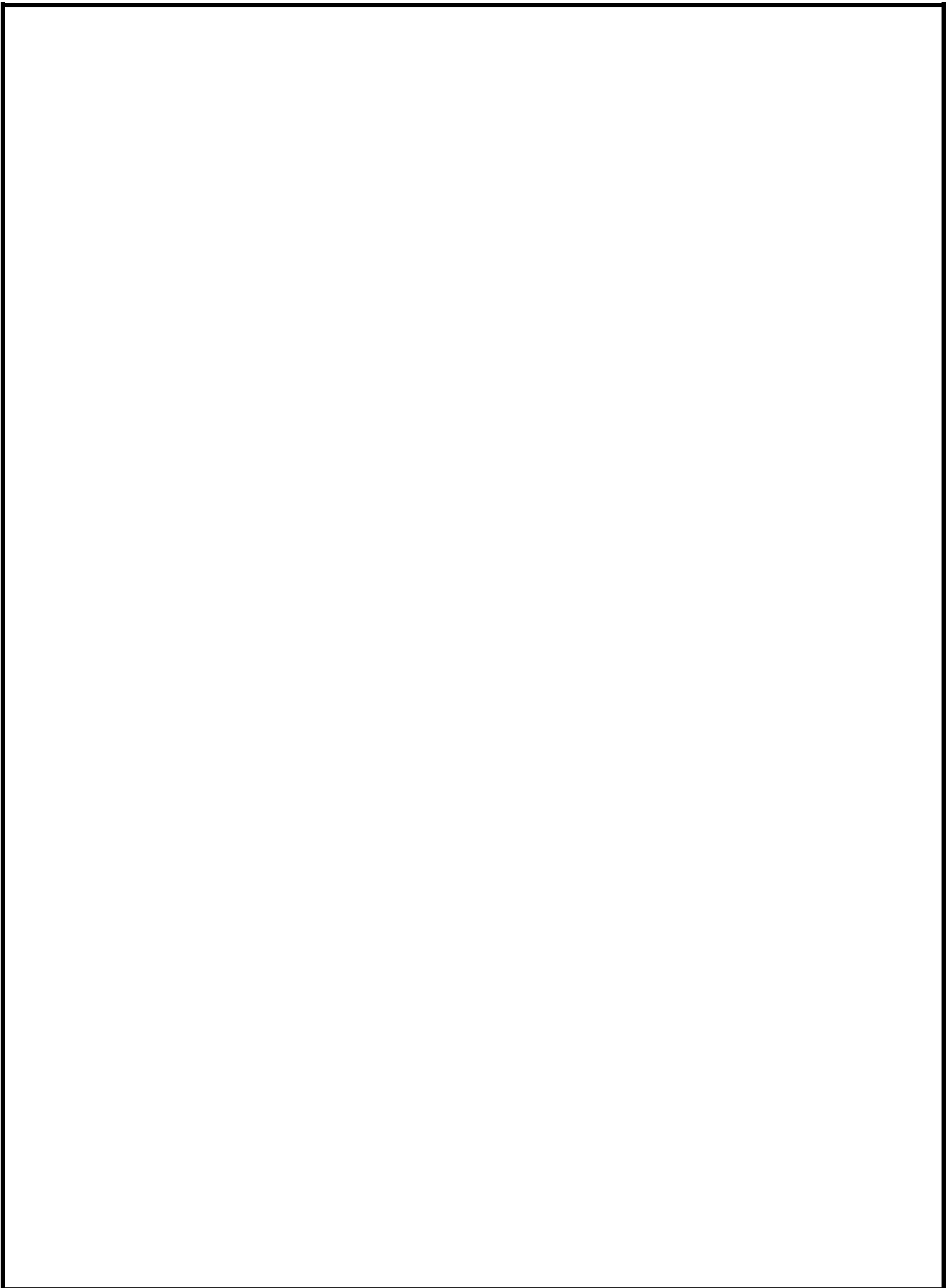
5 その他

事務連絡 次回 第4回推進委員会 開催予定日時
令和2年8月 午後7時～

メ 七



メ 七



市長諮問内容について 第2回推進委員会 (R2. 2. 18) 審議内容

【諮問内容】

戸協第1016号
令和元年12月19日

戸田市自治基本条例推進委員会
委員長 様

戸田市長 菅原 文仁



戸田市自治基本条例について (諮問)

本市では、平成26年7月にまちづくりを行うための基本的な考え方やルールとして戸田市自治基本条例（以下「条例」という。）を定め、その基本理念をより多くの市民に根付かせるために様々な取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、条例制定から5年経過した現在も条例の認知度は低く、まちづくりに関わる市民の固定化や新たな担い手不足が課題となっており、多角的な視点をもとにした手法の検討が求められております。

また、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）においては、条例の見直しに関連して、推進委員会の在り方についても検討が必要である、という内容の答申をいただいております。

そこで、条例（平成26年条例第13号）第20条第1項に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 より多くの市民に条例の理解を促進し、市民、議会、行政、3者の協働によるまちづくりを進めていくための手法について意見を伺います。

答申希望時期 : 令和3年11月

- 2 これまでに実施した取り組み等を踏まえ、条例推進のために推進委員会として主体的に何を行っていく必要があるかなど、その在り方について意見を伺います。

答申希望時期 : 令和3年11月
※令和2年11月に中間答申願います。

「主体的に行っていくこと、推進委員会の在り方について」**【主な論点】**

- フォーラムの実施をはじめ、引き続き推進委員会として実施機関の役割を担っていくのか、一般的な諮問機関の役割に徹し推進委員会とは別に実行部隊を組織するのか。
- フォーラム等を実施する実施機関としての役割を担い続けるのか、アクション・プランのような具体的な仕組みづくりや推進委員会として重視する分野の仕組みづくり等を進めていくのか。

【委員から出た意見】

- 第二期推進委員会では、推進委員会が主体的にフォーラム等を実施することに関して委員から様々な意見が出ていた。また、推進委員会の在り方については、「引き続き検討が必要」である旨の答申をしている。その点について、中間答申すると考えればよいと思う。
- 今後の検討内容によっては、条例改正等も必要になってくるかもしれない。
- フォーラム等を実施する実施機関としての役割を担い続けるのか、アクション・プランのようなものを作るなどして仕組みづくりを進めていくのか、今はその分かれ道にいるように思う。
- 引き続き推進委員会がフォーラムを実施する形で進めるのか、推進委員会とは別に実行部隊を組織してフォーラムを実施するのか。推進委員会の在り方をメインテーマにして、実行部隊の設置などについて検討すればよいのではないか。
- 一般的な諮問機関の役割に徹し、それとは別に実行部隊を組織する手法、推進委員会として実行部隊の役割も担っていく手法、どちらで進めていくか議論する必要があるのではないか。
- 現状、茅ヶ崎市のように全庁的に進めていくことは難しいかもしれないが、推進委員会としてもこれまで様々な取り組みを進めてきたこともあるので、アクション・プランの一部のような形でも、推進委員会として重視する分野の仕組みづくりを進める形をとってはどうか。
- 推進委員会の役割としては、協働を軸として、市民の意識の高まりを継続的に作っていくことが必要だと思う。
- フォーラム、視察などを通して推進委員会としての基礎固めをし、将来的な実績につながるように進めていけばよいのではないか。

戸田市自治基本条例推進委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、戸田市自治基本条例（平成26年条例第13号。以下「自治基本条例」という。）第20条第3項の規定に基づき、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申する。

- (1) 自治基本条例の運用に関すること。
- (2) 自治基本条例の普及及び啓発に関すること。
- (3) 自治基本条例の見直しに関すること。
- (4) その他自治基本条例の推進に関し必要な事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項に関し市長に提案することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民（自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。）
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長と

なる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 委員会の委員の委嘱及び任命に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

戸田市自治基本条例推進委員会条例【協議の足あと付き】

戸田市自治基本条例推進委員会を実効性のある組織として設置するため、戸田市自治基本条例の趣旨に基づき、推進委員会で所掌する内容などを話し合いの上、決めていく推進委員会検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置し、議論を重ねてきました。

戸田市自治基本条例推進委員会条例は、懇談会での検討結果が形になったものであることから、条文とともに、この内容を「協議の足あと」として掲載することとしました。

（趣旨）

第1条 この条例は、戸田市自治基本条例（平成26年条例第13号。以下「自治基本条例」という。）第20条第3項の規定に基づき、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

【協議の足あと】

自治基本条例第20条では、実効性を確保するため、諮問する機関（附属機関）として委員会を置くこと、この委員会は市民を含む多様な委員構成とすること、組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めることを規定しています。また、自治基本条例第21条では、4年を超えない期間ごとに、自治基本条例の見直しの検討を行うことを規定しています。

懇談会における議論の結果、委員会の在り方については、市長が諮問し、それに対する答申をするだけにとどまらず、自らが進めていけることは何があるのかななどを主体的に考え、提案し、また、実行していく組織になれば良いという方向で議論がまとまりました。

自治基本条例の推進には、成功事例を積み重ねていくことが大切で、市民・議会・行政のそれぞれが、現在行われている協働の取組を共有し、まちづくりの担い手が広がっていく仕組みや仕掛けをアプローチできるような委員会になれば良いということが話し合われました。その結果、自治基本条例が推進されることで、市民生活が向上していると実感できることが必要です。また、戸田市では外国籍の方が増えてきており、多様な文化や背景を持った人々も、今後まちづくりの担い手となってもらえるよう、今後検討する必要があるのではないか、との意見も交わされました。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申する。

- (1) 自治基本条例の運用に関すること。
- (2) 自治基本条例の普及及び啓発に関すること。
- (3) 自治基本条例の見直しに関すること。
- (4) その他自治基本条例の推進に関し必要な事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項に関し市長に提案することができる。

【協議の足あと】

懇談会では、町会・自治会を始めとして、既にまちづくりに取り組んでいる人、また、何か機会があればこれから取り組もうとする人など様々な人がいるが、委員会はそのような人たちを応援し、まちづくり活動をサポートする仕組みとして機能することが望ましいという意見でまとまりました。市長の諮問に答えるだけでなく、自主性を発揮して活動していくことも重要であるとの議論も交わされました。

所掌事項の「条例の運用に関すること。」には、まちづくりの担い手を増やし、それらがつながるようなきっかけとして機能することや、これまで地域の活動に参加していなかった市民の参加が促進されることなどを委員会で図っていきたいということも懇談会でまとまったところです。以上のようなことを行っていくという意味が含まれており、委員会が多くの可能性を秘めていることを表しています。

「条例の普及・啓発に関すること。」においては、条例の存在すら知らない人が多い現状なので、条例の趣旨を周知・発信していくことが重要となります。様々な市民に応じた啓発の仕方を考え、市内外の事例の共有などができる場になっていくことが必要だという結論に至りました。

「条例の見直しに関すること。」は、自治が推進され、条文のバージョンアップが必要な場合に見直しができるよう、一定期間での見直し検討を条文に位置付けたという自治基本条例検討市民会議での検討経緯があるとともに、自治基本条例第21条に規定されているため、これを所掌事項として規定することとしました。

委員会は、市長の諮問を受けて答申するだけの組織ではなく、自治基本条例の理念に基づき、自ら市長に提案することができる組織となるべきという結論に至りました。

また、自治基本条例の推進のために自ら活動する組織も必要であるという意見から、必要に応じて、委員会とは別に、自ら活動する部会を立ち上げることができるようにするとの結論に至りました。部会は委員会のような附属機関とせず、より柔軟性のある組織とするべき、また、委員会との上下関係は設けるべきではないという意見でまとまりました。条文には明記していませんが、以上のような方向性が示されました。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民（自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。）
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

【協議の足あと】

委員会の委員構成は、まちづくりの担い手である、市民、市議会議員、市職員、それに加えて幅広い見識を持った有識者による構成とします。

懇談会では、委員会は、戸田市の自治を支えている町会・自治会やNPOとともに、市内に住所を有する人、通勤・通学者、事業を営んでいる人等の様々な人が集まれる場、いわゆる「市民の集約の場」となれば良いということが共有されました。その中では、活動している人とそうでない人がそれぞれ参加できるような組織が良いという意見がありました。

また、ある分野に特化した意見を持っている市民に偏ることなく、全体的にまちづくりを見渡せる市民も含めた、様々な市民が参加できる委員会組織であれば良いという意見や、自分たちがまちづくりを行っている意識が無くても、その活動がまちづくりにつながっていることもあるので、そういった人たちも参加できるような組織となれば良いという意見もありました。また、自治基本条例の制定に関わった方や、自治基本条例検討市民会議等に参加した経験のある方も、制定から一定の期間は委員に入ったほうが良いとの意見も出されました。

以上のことから、条文第1号の「(1) 市民（自治基本条例第3条第1号に規定する「市民」をいう。）」においては、元自治基本条例検討市民会議の委員、町会・自治会、NPO等の様々な主体で構成すべきという結論に至りました。

市民以外では、委員は自治基本条例で規定されているまちづくりの主体（三者）で構成されるべきであり、行政はもちろんのこと、議会についても重要な役割を担う存在として、委員に加わるべきという意見でまとまりました。

委員会の人数については、ある程度的人数が必要であるが、議論ができなくなるほど多くならないようにすべきという意見があり、20人を超えない人数が最も適切で、活発な議論が見込めるという結論に至りました。

また、世代でいえば、若者の参加が重要であり、小中学生や高校生からまちづくりに参加できるような仕組みも必要だという意見もありました。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

【協議の足あと】

任期については、4年を超えない期間ごとに自治基本条例の見直しを検討するため、任期も同様に4年間にした方が良いのではないか、2年間では自治基本条例等について深く理解できないのではないか、という意見がある一方で、委員の入れ替わりを適切な頻度で行い、委員会の滞留が起こらないようにしてほしい、等の意見が出されました。その結果、平成30年6月末で制定から4年が経過し、最初の見直しの検討期限を迎えるため、それまでに見直しの検討を実施できる期間として2年間となりました。

ただ、委員全員が入れ替わり、これまでの検討内容が引き継がれないということがないよう再任の規定を設け、組織としての継続性を保つことが重要であるということも確認されました。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

【協議の足あと】

委員長の選任・役割については、委員会を適切に進行するための規定を置きました。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

【協議の足あと】

委員会は、自由活発に意見交換できる会議にすべきだとの意見があり、市長の諮問に応えるだけでなく、必要と思われるテーマを自主的に検討していくことが大切であるとの意見も出されました。

戸田市を住みよいまちにしたいという前向きな気持ちをお持ちの方が集い、話し合うことができ、賑やかな雰囲気での会議が進行されることが重要であるとの結論に至りました。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

【協議の足あと】

懇談会では、委員会は今までのような会議体ではなく、自治を楽しむという理念に基づき、楽しく議論ができる場となれば良いという意見がありました。

年齢や性別だけでなく、まちづくりにすでに取り組んでいる方や自治に初めて興味を持った方等、様々な層の人々が気軽に参加できるような仕組みづくりを、事務局が運営方法等を創意工夫しながら行うことで、委員会が活発に議論できる場づくりが出来るようになれば良いという結論に至りました。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。

神奈川県茅ヶ崎市 視察報告

【視察を通じた感想】

- 全体を通してとても有意義な視察だった。
- バスの中でもゲームなどを通して委員同士の交流を深めることができた。
- これまで他市に視察に行く機会がなかったため、新鮮な気持ちで参加することができた。
- 茅ヶ崎市役所の庁舎がきれいだった。
- 時間が足りなくなるほど様々な部署の職員から説明をいただけて良かった。
- 当日は、事前に勉強してきたものをすべて出すつもりだったが、残念ながら時間が足りなかった。
- 皆さんとの交流を深めながら視察することができて良かった。
- こちらからの事前質問が多く、茅ヶ崎市からいただいた資料も多かったため、なかなかついていくのが大変で、あとから資料を見直したという感じだった。
- 茅ヶ崎市の職員に明るい雰囲気でもて迎えていただき、資料もたくさん用意していただいていた準備が大変だったと思う。
- 事前質問が多く、一つひとつについて説明いただいたため、時間に余裕がなかった。もう少し時間をとることができたら良かったと感じた。
- 視察の最後に、茅ヶ崎市からエコバッグに関する質問が出たのは良かった。
- 茅ヶ崎市は参加者が行政職員だけだったのに対して、こちらは三者で視察することができたのは良かった。

(事務局)

- バスの中だけではなく、全体を通して和やかな雰囲気でも視察ができて良かった。
- 他の自治体職員の話聞くのは久しぶりだったので、個人的に新鮮で非常に参考になった。
- 茅ヶ崎市は行政職員だけの対応だったのに対して、戸田市は市民、市議会議員、行政職員が参加しており、三者が一丸となって取り組んでいて、とても雰囲気が良かったと思う。
- バスの中ではゲームを通して委員同士の交流を深めることができてよかった。
- 自治基本条例については、委員それぞれ立場がある中で、一緒に取り組んでいることを改めて認識することができた。
- 茅ヶ崎市は、一つの条例に対して様々な部署の職員が説明をしていたが、このような手法はこれまでに行った視察先ではあまり見たことがなかった。一つの条例に対していくつもの部署が連携していることを実感した。

① 戸田市と茅ヶ崎市の違い

- 茅ヶ崎市は市役所の庁舎が新しくとてもきれいだった。また、視察に対応いただいた職員の人数も多かった（8、9人）。人口や予算が異なるが、市としてハード面や人員配置といった面で充実しているように感じた。
- 条例の推進という面では、一言でいうと行政主導で進めている印象だった。
- 茅ヶ崎市は行政主導、戸田市は三者協働で進めている点が大きく異なる点であると思う。
- 条文を見てみると、茅ヶ崎市では、議会、市長、職員の「責務」と書いてあるのに対して、戸田市では「役割」という柔らかい表現を使っている。そこはとても良いと思った。
- 茅ヶ崎市では、アクション・プランを作り、4年を超えない期間で条例自体の検証を細かく行っている。条例に対して常に検証の意識を持っているという点は素晴らしいと感じた。
- 条文の検証や学識経験者の意見聴取、市民アンケートの実施など、細かなスケジュールに則って常に検証を意識しているように思う。
- 自治に市民を参画させる基本理念はどの自治体も同じであるが、そこにいたる取り組みや手法を見ると、戸田市と茅ヶ崎市では差があると感じた。
- 戸田市の現状を見ると、具体的活動を進める実行部隊の整備が必要であると思う。
- 茅ヶ崎市は、条例もしっかり定めて、条例に基づく各部署の取り組み方も確立されている。型にはまりすぎている印象があるが、最初から市民だけでは進めることが難しい事を考えると、方法としては良いと感じた。
- 茅ヶ崎市としては、ここまで進めてきて、今後どうするのが課題になるのではないかと思う。
- 条例の見直しについて、一つひとつの条文で実施しているのは印象深かった。
- 進捗管理をしている行政総務課だけではなく、他の部署も巻き込んで計画的に推進している印象を受けた。あえて言うならば、良くも悪くも仕組みが固められ過ぎている印象を受けた。
- 市民討議会については、年に2回、さらに半日ほどの長時間で実施しており、大学、青年会議所などから若者が多く参加しているため、新しい意見、これまでとは異なる感覚の意見が出てくるのではないかと思う。
- アクション・プランをもとに具体的に進められている点が良いと感じた。
- 戸田市と茅ヶ崎市では手法などが大きく異なるが、それは、条例制定に向けた取り組みのスタート時期が異なるからであると思う。2011年3月に発生した東日本大震災を境に、その前に制定された茅ヶ崎市と、震災の経験を経て制定された戸田市では、描いている協働の考え方や手法が大きく異なるのではないかと思う。
- 委員の感想を聞いていると、一年前に聞いた焼津市の視察後に聞いた感想と比べてかなりレベルアップしているように感じた。昨年は様々な市民が参加する場を体験することを目的としていたが、今回は自分たちとは異なる手法で進めている自治体の話を聞くということで感想の内容や質も異なるのだと思う。

② 茅ヶ崎市の取り組みで参考になるもの、戸田市に取り入れられるもの

- 行政主導でアクション・プランを策定しているが、自治基本条例のような抽象的なものを推進するためには具体化する必要があると感じた。具体策がなければ検証もできないと思う。
- 茅ヶ崎市の手法を踏襲できるのかどうかは別として、戸田市も具体化することが必要ではないか。個別条例の整備や、補助金等のお金の問題も出てくる。その点も含め整備する必要があるように思う。
- 職員研修について、行政主導で進めているせいか、階層ごとに、段階的、体系的に組み立てられている印象を持った。
- 茅ヶ崎市では責務の内容が細かく書かれており、改めて文字にして認識できたのは新鮮だった。
- どちらの手法が良いのかは悩むところだが、アクションプランの策定、条文の検証、討議会などで出た意見に対しての返答などを通して、それぞれの役割を作っていくことも必要なかと思った。
- 現状は条例の周知に力を入れているが、今より前進させるために、市民に対して自治基本条例をどう生かすか、という視点で協議をしていけば良いと感じた。
- 「市民討議会」については、文教大学、茅ヶ崎市青年会議所で構成されている実行委員会に事業を委託して実施されているが、神奈川県大和市や茨城県常総市などでも似たような取り組みがされている。
- 戸田市では、フォーラム等の具体的活動を進める実施機関、実行部隊を整備する必要があると思う。その際は、条例に沿った形で整理する必要があると思う。
- 視察の目的等について、事前にもう少し時間をかけて委員同士で共有できれば良かったと思う。
- 平成30年度に戸田市で行ったフォーラムには10代、20代の参加がなかったので、今後は、これまで以上に若い人の参加を心がけていきたい。昨年視察した焼津市の「まちづくり市民集会」でも、グループの中に若者がいると雰囲気が変わった印象があったので、戸田市でも若者が増えれば変わってくるのではないかなと思う。
- 無作為抽出で案内が送付された市民のアンケート結果を見ると、市民討議会自体の内容については「おもしろそう」という回答が多かった。市民討議会について関心をもつ市民が多いのだと思う。また、案内の文面や内容によって興味の度合いが異なるのではないかなと感じた。
- 参加理由の中に、「市民の役割として大切だと思った」「市民討議会が興味深かった」という回答が多かったことを見ると、市民の意識が高いと感じた。戸田市でもそのように感じてもらえるように取り組んでいきたい。
- 「市民討議会」では、市内の大学と連携しているが、今は大学でもまちづくりについて学ぶことができる学部が増えているように思う。戸田市の自治基本条例も、大学生などの学生に知ってもらえると良いと思う。
- 市民認知度については、戸田市と同じように課題にしているようだった。

③ 他市の取り組みを見て改めて感じた戸田市の良い部分、戸田らしさ

- 行政任せではなく、市民主体で協働を進めていく気概があるように感じる。しかし、具体的に何ができているかを考えると、個人的にはまだ分からないというのが正直な感想である。
- 戸田市の条文は表現がとても柔らかくて良いと思った。それは、行政だけではなく市民とともに作った結果なのだと感じた。
- 戸田市は他の部署を巻き込んで進めていくような仕組みがまだできていない中で、様々な意見をもとに進めている点は良いと思う。

【その他、委員からの質問、意見等】

- 無作為抽出の参加者への謝礼について
→「市民討議会」での無作為抽出参加者への案内通知は、ドイツで実施していた「プラーヌクスツェレ」という手法を参考に実施しており、ドイツでは4、5日で4～5万円程度の謝礼を支払って実施していたため、茅ヶ崎市でも当初は謝礼を支払っていた。しかし、謝礼の有無で参加率が大きく変わるものではないため、今は実施していないようだ。
- 茅ヶ崎市自治基本条例は、戸田市と比べてひとつ前のモデルであり、その中でも最後の方に制定されたものである（平成22年4月1日施行）。基本的には、「行政主導を進めればうまくいく」という考え方である。
- 同じような進め方の例として、神奈川県厚木市が挙げられるが、条例の検証のために膨大な作業量を要しているようだが、効果としてはあまり大きいものではなかったようだ。
- 東日本大震災を境に、自治基本条例や協働の手法は大きく変わった。震災を経験し、まちづくりには市民の力が必要だという事で制定したのが、焼津市や戸田市である。
- 自治基本条例の推進を具体化する実施プランについては、第一期の推進委員会で委員から提案があったが、当時は、「現状の推進委員会では対応できないのではないか」というのが他の多くの委員の意見だった。当時の推進委員会の体制では、具体的なプランに落とし込むのは時期としてまだ早かったのかもしれない。それが一定のレベルに達してくると、具体的なプランの作成について検討するような流れになってくる。
- 茅ヶ崎市では、総務部が所管しているため、市役所全体で全庁的に進捗管理、統制ができています。戸田市は市民生活部が所管しているため、できることには限界がある。戸田市としては、市民生活により近い形で、実践的なプランの作成に入っていく時期になったのかもしれない。
- 茅ヶ崎市では、市民討議会実施後のフィードバックが課題になっている。
- 焼津市も、まちづくり市民集会の結果を次に生かす手法を模索している。まず、まちづくり市民集会の報告書を作成し、市長に報告するとともに、そこで出された意見を市役所内全体で共有する仕組みを作ろうとしている。それぞれの提案に対して各課でどう対応できるか、という手法を模索している。まずは市役所内での周知から取り組んでいるようである。